

## **【感染症編】**

**令和7年12月**

**敦賀港港湾B C P協議会**

## 目 次

1. 基本方針	2
2. 本BCPで対象とする感染症	2
3. 港湾機能の目標	3
4. 本BCPで想定する対応期間・流行段階	4
5. 実施体制	5
6. 各流行段階において想定されるリスク	
【貨物船編】	9
【フェリー編】	10
【災害対応編】	11
7. 対応計画	
【貨物船・フェリー編】	
(1) 感染予防対策	13
(2) 感染者等が発生した場合の対応	15
【災害対応編】	
(1) 感染予防対策	16
(2) 感染者等が発生した場合の対応	17
8. マネジメント計画	
(1) 事前対策	18
(2) 教育・訓練	18
(3) BCPの見直し、改善	18

## 1. 基本方針

新型コロナウイルスのパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船の乗客・乗員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあるため臨船検疫など感染防止のための特別の対応が必要となる事例も多数報告されている。

我が国は、特に、資源・エネルギー・穀物においてはほぼ100%を海外からの輸入に依存し、またその貿易量の99.6%は船舶を利用するなど、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として重要な役割を担っている。

ウィズコロナの時代において、感染拡大防止と経済活動の両立が求められる中、港湾においても、感染またはその疑いが発生した場合でも、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

そのため、感染症が拡大しても、当該港湾の港湾機能を維持していくためにも働く人々の感染防止策等の対応の在り方を予め明らかにして危機管理対策、体制の強化を目的とした具体的な活動計画として、港湾BCP（感染症編）（以下「感染症BCP」）を位置づけるものとする。

## 2. 本BCPで対象とする感染症

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、まずは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の新型インフルエンザ等感染症に位置付けられていた令和5年5月までの新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス」と言う）を念頭に本BCPを策定することとする。

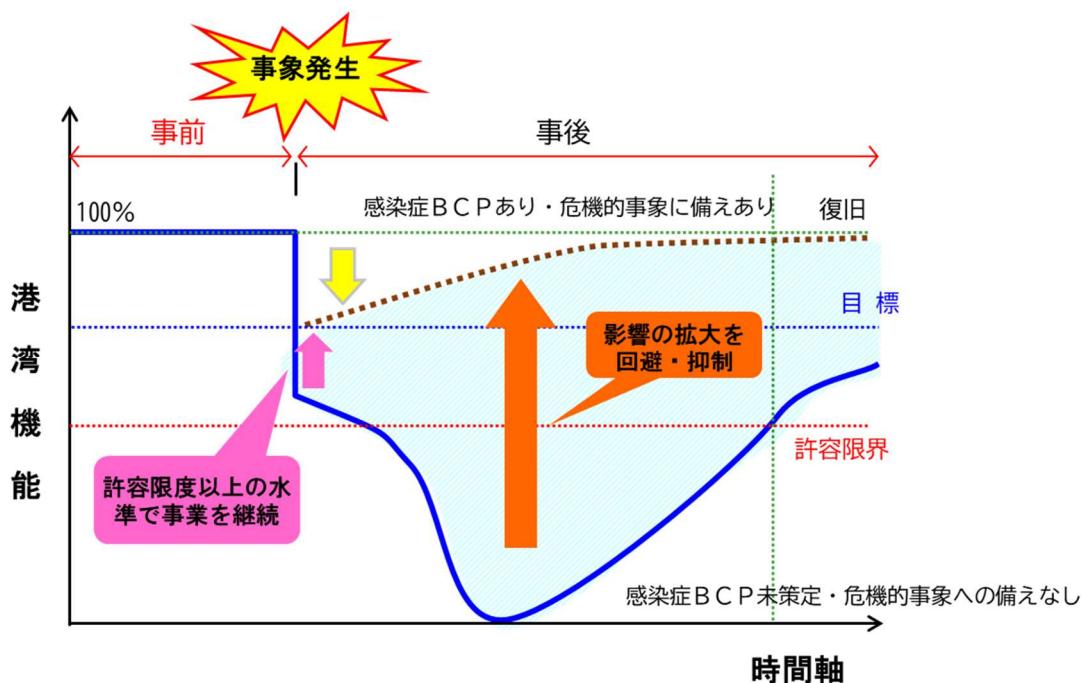
なお、本BCPは、飛沫感染や接触感染とするその他の感染症にも準用する。

### 3. 港湾機能の目標

港湾関係者や入港船舶の乗客・乗員に感染症が発生・拡大すると、港湾における労働者の不足やオフィスの閉鎖、船舶の運航停止等が必要となり、C I Qをはじめとする国の関係官署及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の停止や、船社、海貨・フォワーダー、港運・陸運事業者等の港湾関係の事業活動の停止につながる。また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長期間停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅れるリスクも発生する。

本B C Pは、感染症によって敦賀港の、港湾機能継続が困難となる状況を回避し、その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

なお、自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することではなく、以降は早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性があるため、本B C Pに基づいて拡大防止策を迅速に講じることによって敦賀港における感染拡大を的確に抑制していくこととする。



図一1 港湾における感染症B C Pの概念

## 4. 本BCPで想定する対応期間・流行段階

感染症については、今般の新型コロナウイルスでも見られるように、長期的な対応も想定されることから、こうした中でも港湾における感染症のまん延防止と港湾における事業継続を図るため、以下に示す各流行段階（「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画」に準じる）を想定する。

### ①未発生期（準備期）

感染症発生に備え、体制を整備する時期。全国の主要な港湾において、防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進めておく必要がある。

### ②海外発生期（初動期）

海外にて感染症が発生した事がニュース等で取り上げられ、国内への侵入ができる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。感染症発症による港湾関係者への健康被害や港湾機能の維持・継続上のインパクトをあらかじめ分析・評価しておく必要がある。

### ③国内発生早期（対応期）

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染をできる限り抑える時期。港湾における全国横断的な防疫・救援・保護・連絡調整体制の確立と防疫資源の重点的な投入を図る必要がある。また、港湾関係者において感染症が発生することも想定した対応が必要となる。

### ④国内感染期（対応期）

国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。また、感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化を図るとともに、必要に応じて、港湾間の機能バックアップのための広域調整を行う必要がある。

### ⑤小康期

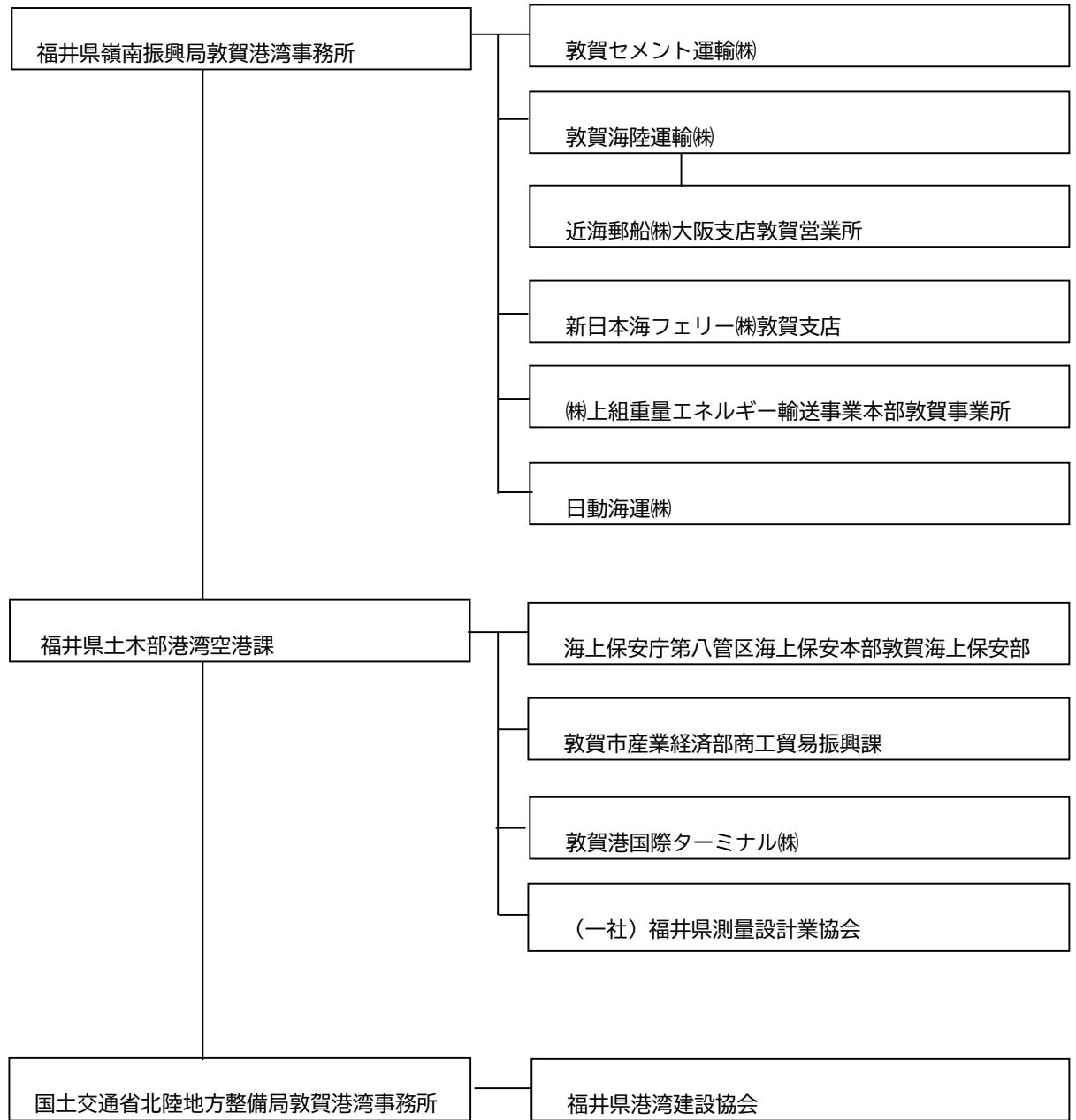
感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。感染症拡大の教訓を踏まえ、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する必要がある

## 5. 実施体制

「敦賀港港湾B C P（感染症編）」の実施体制については、すでに策定済みの敦賀港港湾B C P協議会や敦賀港水際・防災対策連絡会議の枠組みを活用した体制とする。

表－1 敦賀港港湾B C P協議会の構成

組織名	
関係団体・企業	新日本海フェリー(株) 敦賀支店
	敦賀海陸運輸(株)
	近海郵船(株)大阪支店 敦賀営業所
	敦賀セメント運輸(株)
	(株)上組 重量エネルギー輸送事業本部 敦賀事業所
	日動海運(株)
	敦賀港国際ターミナル(株)
	福井県港湾建設協会
	(一社) 福井県測量設計業協会
行政機関	海上保安庁 第八管区海上保安本部 敦賀海上保安部
	敦賀市 産業経済部 商工貿易振興課
事務局	福井県 土木部 港湾空港課
	福井県 嶺南振興局 敦賀港湾事務所
	国土交通省 北陸地方整備局 敦賀港湾事務所
オブザーバ	福井県 防災安全部 危機管理課
	敦賀市 市民生活部 危機管理対策課



図－2 敦賀港港湾B C P協議会の緊急連絡網

表－2 敦賀港水際・防災対策連絡会議の構成

組織名	
行政機関	財務省 大阪税關 敦賀税關支署
	法務省 名古屋出入国在留管理局 福井出張所
	厚生労働省 大阪検疫所 敦賀出張所
	農林水産省 名古屋植物防疫所 伏木富山支所 小松空港出張所
	国土交通省 中部運輸局 福井運輸支局
	海上保安庁 第八管区海上保安本部 敦賀海上保安部
	防衛省 陸上自衛隊 第10師団第14普通科連隊(金沢)
	防衛省 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 防衛部 第3幕僚室
	福井県 産業労働部 成長産業立地課
	福井県 防災安全部 危機管理課
	福井県 警察本部 警備部 公安課
	福井県 敦賀警察署
	福井県 健康福祉部 健康医療局 保健予防課
	福井県 猶南振興局 二州健康福祉センター
	敦賀市 産業経済部 商工貿易振興課
	敦賀市 まちづくり観光部 観光誘客課
	敦賀市 市民生活部 危機管理対策課
	敦賀市 福祉保健部 健康推進課
	敦賀美方消防組合 消防本部 消防救急課
関係団体等	福井県水先人会
	敦賀海陸運輸(株)
	敦賀港国際ターミナル(株)
	北陸電力(株) 敦賀火力発電所
	新日本海フェリー(株) 敦賀支店
	近海郵船㈱大阪支店 敦賀営業所
	敦賀セメント運輸(株)
	敦賀セメント(株)
	日動海運(株)
	敦賀ターミナル(株)
事務局	(一社)日本埋立浚渫協会 北陸支部
	国土交通省 北陸地方整備局
	福井県 十木部 港湾空港課

## 6. 各流行段階において想定されるリスク

### 【貨物船編<sup>1</sup>】

#### ① 未発生期(準備期)

- ・特記事項無し

#### ② 海外発生期(初動期)

- ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク
- ・港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク（※②～⑤に跨るリスク）
- ・外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク（※②～④に跨るリスク）
- ・検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク（※②～④に跨るリスク）

#### ③ 国内発生早期(対応期)

- ・港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク（※③～④に跨るリスク）
- ・港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク（※③～④に跨るリスク）（特に緊急物資輸送時に留意）

#### ④ 国内感染期(対応期)

- ・国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスクへの対応

#### ⑤ 小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
- ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発するリスク

---

<sup>1</sup> 貨物船とは、物流の観点から、国内外の貨物船（コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船、RORO船等）、フェリー及び貨客船を対象とする。

## 【フェリー編<sup>2</sup>】

※クルーズ船については、感染症の流行に伴い運航停止などの措置が取られることに鑑み、対象としないものとする。

### ① 未発生期(準備期)

- ・特記事項無し

### ② 海外発生期(初動期)

- ・特記事項無し

### ③ 国内発生早期(対応期)

- ・フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させるリスク
- ・フェリー等のクルー、ターミナル関係者等における感染発生によって、船舶の運航が停止するリスク。特に、国内幹線航路においては、船内で感染者が発生した場合でも物流、交通に与える影響を最小限に抑えることが必要。〈※③～④に跨がるリスク〉

### ④ 国内感染期(対応期)

- ・国内フェリー等の利用による広域移動により国内感染が拡大するリスク
- ・港湾関係者間における感染拡大によって、国内幹線航路の運航が維持できなくなり国の経済活動や国民生活に著しい影響が及ぶリスク

### ⑤ 小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う船舶運航者や港湾関係者間の感染拡大が再発するリスク

---

<sup>2</sup> フェリーとは、旅客の観点から、国内外のフェリー、貨客船、定期旅客船を対象とする。

## 【災害対応編】

※敦賀市に感染症がまん延している状態で、自然災害（地震等）が発生した場合を想定

### ① 未発生期（準備期）

- ・特記事項無し

### ② 海外発生期（初動期）

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に流入するリスク

○貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク

- ・被災地港湾に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船舶の受け入れが困難になるリスク（※②～④に跨るリスク）

### ③ 国内発生早期（対応期）

○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

- ・被災地に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク

- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク

- ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が発生するリスク

- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク

○港湾利用面に関するリスク

- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染症感染者が発生し、入港先の港湾や国内に流入するリスク

- ・被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

### ④ 国内感染期（対応期）

○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

- ・被災地に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク

- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク

- ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が拡大するリスク

- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症がまん延させるリスク

○港湾利用面に関するリスク

- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面（緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国外に流出するリスク
- ・被災地に感染がまん延しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

⑤ 小康期

- ・措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク

## 7. 対応計画

### 【貨物船・フェリー編】

#### (1) 感染予防対策

##### ① 未発生期(準備期)

未発生期における感染症への備えは8. マネジメント計画を参照すること。

##### ② 海外発生期(初動期)

福井県（以下「港湾管理者」）は、国土交通省北陸地方整備局や嶺南振興局二州健康福祉センター、大阪検疫所敦賀出張所等防疫関係機関（以下「防疫関係機関」）との連携のもとに、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、港湾BCP協議会及び水際・防災対策連絡会議を通じた情報共有を実施する。

海外からの渡航者若しくは乗組員から又はそれら相互の接触によって、船舶の旅客及びターミナル関係者等に感染が発生する事態を想定し、港湾管理者は船社及びターミナル関係者等（以下「船社等」）に対し、ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請するとともに、感染若しくは感染が疑われる症状を有する者（感染者等）が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう指示することとする。

また港湾管理者は、これら情報をとりまとめ、船舶運航に係る他の港湾関係者及び船社並びにその他の港湾BCP協議会構成員及び水際・防災対策連絡会議構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて、船社等は防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置のためのマスクや消毒薬、検温器その他の予防・防疫資器材について、その備え置きの状況把握に努める。

##### ③ 国内発生早期(対応期)

港湾管理者は防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、港湾BCP協議会及び水際・防災対策連絡会議を通じた情報の共有・更新を強化する。

港湾管理者は船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう指示することとする。

また港湾管理者は、これら情報をとりまとめ、他の船社等並びにその他の港湾BCP協議会構成員及び水際防災対策連絡会議構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて、船社等は防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努める。

#### ④ 国内感染期(対応期)

港湾管理者は防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、港湾BCP協議会及び水際・防災対策連絡会を通じた情報の共有・更新を強化する。

港湾管理者は船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう指示することとする。

また港湾管理者は、これら情報をとりまとめ、他の船社等並びにその他の港湾BCP協議会構成員及び水際・防災対策連絡会議構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて、船社等は船舶の運航業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底するとともに、職員に感染が発生した場合においても、感染の拡大を最小限に抑えるとともに業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い業務の継続性を維持できるよう、職員のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する。

感染が発生した場合は、5. 実施体制に基づく関係者間の情報共有を迅速に行う。

#### ⑤ 小康期

感染またはその疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生することによるリスクを想定し、港湾管理者は引き続き、船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示やアナウンスの継続等を要請する。

また、④国内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて、感染症の予防・防疫資機材の補充や、対応の見直しを行い、感染症BCPの修正を実施する。

表-3 各流行段階における対応方策

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
検温やマスク着用等の所要の防疫措置			
感染発生事例や予防・防疫措置の情報収集及び情報共有			
感染予防に係るポスター掲示やアナウンス			
予防・防疫資機材の備え置き把握		職員への感染に備えたローテーション勤務や職務の代替性強化	衛生用品等感染予防対策品の補充や対応の見直し、感染症BCPの改訂

## (2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

本協議会構成員は乗組員や乗客に感染者等が発生した場合、防疫関係者等に連絡を行うとともに、港湾管理者及び国土交通省北陸地方整備局に情報提供を行う。また、港湾管理者は港湾B C P協議会構成員及び水際・防災対策連絡会議構成員に対して適宜情報共有を行う。あわせて、本協議会構成員は防疫関係者等と対応を相談し、適宜他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離などの感染防止対策の徹底を図る。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

## 【災害対応編】

### (1) 感染予防対策

#### ① 未発生期(準備期)

未発生期における感染症への備えは8. マネジメント計画を参照すること。

#### ② 海外発生期(初動期)

海岸発生期における感染症への備えは8. マネジメント計画を参照すること。

#### ③ 国内発生早期(対応期)

港湾管理者及び国土交通省北陸地方整備局は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者の非接触体温計等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小、支援船の着岸バース調整を行う。国土交通省北陸地方整備局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

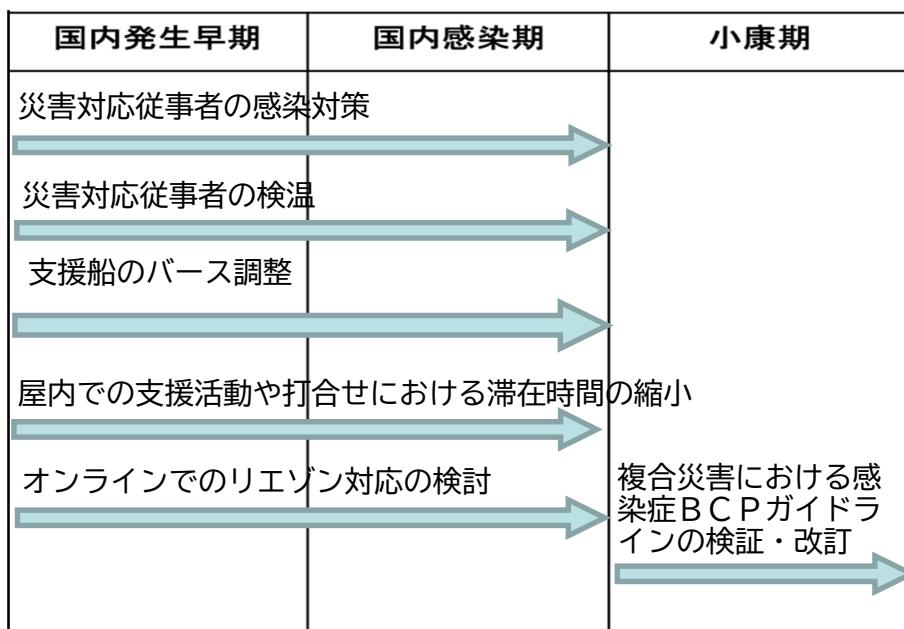
#### ④ 国内感染期(対応期)

③国内発生早期と同じ対応を継続しつつ、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、港湾BCP協議会及び水際・防災対策連絡会議を通じて情報の共有、更新を強化する。

#### ⑤ 小康期

国土交通省港湾局が、複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂を実施した場合は、必要に応じて本BCPの改訂を行う。また港湾管理者は本協議会構成員に対し、感染予防対策用品の補充を要請する。

表－4 各流行段階における対応方策



## (2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

本協議会構成員は派遣部隊に感染者等が発生した場合、防疫関係者等に連絡を行うとともに、港湾管理者及び国土交通省北陸地方整備局に情報提供を行う。また、港湾管理者は港湾BCP協議会構成員及び水際・防災対策連絡会議構成員に対して適宜情報共有を行う。あわせて、本協議会構成員は防疫関係者等と対応を相談し、他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離などの感染防止対策の徹底を図る。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

## 8. マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し感染症BCPのマネジメント計画においては、感染症の発生・蔓延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、P D C Aサイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置などをあらかじめ文書化し関係者間で共有しておくものとする。

### (1) 事前対策

#### 【貨物船・フェリー編、災害対応編 共通】

本協議会構成員は、感染症の発生情報を収集し、国内外における感染症発生の動向に常に注視する。海外発生期に入った時点で、本BCP7. 対応計画に基づいて、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体的な対処行動に備える。

また、本BCPを確実に実施していくため、港湾管理者は、年度当初に協議会構成員の連絡先の確認・共有を行う。本協議会構成員は、連絡先に変更があった場合は、都度、事務局(福井県土木部港湾空港課)に連絡することとする。

#### 【災害対応編のみ】

港湾管理者及び国土交通省北陸地方整備局は、事前に調整を行い、感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制や感染症感染リスクの低減を図るためにテレビ会議の導入・活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築をする。

### (2) 教育・訓練

本協議会構成員は、必要に応じて防疫関係機関等が実施する感染症訓練に参加し、感染症リスクに対する港湾関係者の認識の涵養・維持と感染症BCPに基づく緊急時の対処の手順等の的確な継承に繋げる。

### (3) BCPの見直し、改善

本BCPの実効性を向上させるため、P D C Aサイクルの考え方について、敦賀港港湾BCP協議会において実施する訓練や訓練結果に基づく各種検討結果及び協議会構成団体のBCP等に基づき、適宜、本BCPの見直し・改善を行う。また、本BCPが発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、事態の完全な収束を待つことなく、各流行段階においてBCPに基づいてとられた具体的な対処行動等の振り返り、総括を行い、必要に応じて機動的にBCPの修正を行うこととする。

なお、本BCPでは敦賀港における対応を想定しているが、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾（背後自治体）との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である国土交通省北陸地方整備局等とも連携の上、必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。また、本BCPは港湾における対

応を中心に記載しているが、各流行段階において取られる敦賀港利用船舶の船舶運航会社などの関連する対策等との連携の重要性に鑑み、それらが明らかになった段階で適宜、B C P に的確に反映していくこととする。